

畜産環境保全に関する法律の解説(その2)

農林水産省畜産局畜産経営課 課長補佐(環境企画班)川島俊郎

3 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)の概要

(1) 背景

湖沼は水が滞留するという閉鎖的な特性から、流入した汚濁物質が蓄積しやすく、このため、湖沼は、その水質の汚濁が進みやすい上に、いったん水質が汚濁するとその改善が容易でないという性格を有している。

湖沼の水質の現状をみれば、閉鎖性水域という自然的条件に加え、湖沼周辺で営まれる人の諸活動に起因する汚濁が近年特に著しく、その水質の改善を図るためには、水質汚濁防止法による排水規制等の従来の措置では不十分な状況になっている。

(2) 目的

この法律は、湖沼の水質の保全を図るため、基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊急な湖沼について、水質の保全を図るため実施すべき施策に関する計画の策定、及び汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を講じるものである(第1条)。

(3) 基本方針

国は、湖沼の水質の保全に関する基本構想、指定湖沼の水質保全のための施策に関する基本的事項等を内容とする基本方針を定めなければならないこととされている(第2条)。

本基本方針は昭和59年に公表されており、畜産については、その負荷軽減を図ることが重要であるとして、以下のとおり定められている。

湖沼水質保全基本方針(抄) (昭和59年総理府告示第34号)
第2 指定湖沼の水質保全のための施策に関する基本的事項 (4) 畜産に係る汚濁負荷対策 畜舎について、その規模に応じ所要の排水規制、管理に関する規制等を行い、またこれらとあわせて家畜ふん尿処理施設の整備等を推進し、畜産に伴う汚濁負荷の削減を図るものとする。

(4) 指定湖沼

内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、環境基本法に基づく水質管理基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい湖沼を指定湖沼として指定することができる(第3条)。指定湖沼は現在のところ以下のとおり10湖沼となっている。

釜房ダム貯水池(宮城県)、霞ヶ浦(茨城県)、印旛沼、手賀沼(千葉県)、諏訪湖、野尻湖(長野県)、琵琶湖(滋賀県)、児島湖(岡山県)、中海(鳥取県)、宍道湖(島根県)
--

(5) 畜産に係る規制

指定湖沼及びその関係地域については、都道府県知事による湖沼水質保全計画の策定(第4条)のほか、汚濁負荷削減のための規制等の措置が導入されることとされている(第3章)。

畜産に係る具体的な規制内容を施設の種類ごとにまとめると次のとおりである。なお、これら規制に対して違反した場合には、改善勧告、改善命令、罰則等の措置がとられることとされている。

	条 件	規 制 内 容
湖沼 特定 施設	豚房 面積 50㎡以上 牛房 面積200㎡以上 馬房 面積500㎡以上 日平均排水量が50m ³ 以上の施設	①水濁法による届出 ②排水規制基準の遵守義務
準用 指定 施設	湖沼特定施設に同じ 日平均排水量が50m ³ 未満の施設	①水濁法による届出 ②畜舎の構造及び使用方法 に関する基準の遵守義務
指定 施設	豚房 面積 40～50㎡ 牛房 面積160～200㎡ 馬房 面積400～500㎡	①本法による届出 ②畜舎の構造及び使用方法 に関する基準の遵守義務
(注)準用指定施設及び指定施設の畜舎の構造及び使用方法に関する基準は、以下の事項について定めることとされている。 ①豚房、牛房及び馬房並びにこれに接する畜舎の通路等の構造並びに汚物だめ及び汚水だめの構造に関する事項 ②汚物だめ及び汚水だめの使用並びにふん尿の管理に関する事項 ③湖沼の水質の保全に関し前各号と同等以上の効果を有する措置に関する事項		

以上のとおり、本法に基づき規制対象となる畜産施設は、水質汚濁防止法の規制対象と類似していることが多いことから、その関係を参考までに示しておく。

4 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成6年法律第9号)の概要

(1)背景

近年、公共用水域の水質汚濁に起因する水道水の水質問題の一つとして、トリハロメタンの問題が大きな関心と呼ぶようになった。トリハロメタンは、人の健康に対する問題(発ガン性)が疑われている物質で、フミン等の有機物質が浄水場において消毒のための塩素が添加されることにより生成することが知られている。

水質汚濁防止法は、公共用水域における水質の保全に関する一般法であるが、トリハロメタンのように公共用水域には存在しない物質であって、浄水操作に伴い副次的に生成する物質については、水道利用に固有の問題であり、水質汚濁防止法の対象として整理することは困難である。

(2)目的

この法律は、水道原水の浄水処理に伴い副次的に生成する物質に係る障害を防止する上で、水道水源水域の水質の保全を図ることが重要であることにかんがみ、基本方針を定めるとともに、対策を実施しなければならない水道水源水域について水質保全施策に関する計画の策定、事業の実施、規制等の措置を総合的かつ計画的に講じるものである(第1条)。

(3)基本方針

国は、水道水源水域の水質の保全に関する基本的な指針、指定水域の水質の保全のための施策に関する基本的な事項等を内容とする基本方針を定めなければならないこととされている(第3条)。

本基本方針は、平成6年に公表されており、畜産については、以下のとおり定められている。

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する基本方針(抄)
(平成6年総理府告示第17号)

第2 水質保全計画の策定その他指定水域の水質の保全のための施策に関する基本的な事項

2 指定水域の水質の保全のための施策に関する基本的事項

(1) 下水道、し尿処理施設及び浄化槽の整備、しゅんせつその他の水質の保全に資する事業に関する事項

(略)また、地域の実情に応じ、家畜ふん尿処理施設の整備等を図るものとする。

(2) 指定水域の水質の汚濁の防止のための規制その他の措置に関する事項

(略)排水口での濃度の管理が困難な畜舎については、その規模に応じ構造等に関する規制を行うものとする。

(4) 指定水域等

内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、特定水道利水障害を防止するため水質の保全に関する施策を総合的かつ計画的に講ずる必要があると認められる水域及びその関係地域をそれぞれ指定水域及び指定地域として指定することができることとされている(第4条)。

なお、現在のところ、本指定水域等は指定されていない。

(5) 畜産に係る規制

指定水域及び指定地域については、都道府県知事が策定する水質保全計画を定める(第5条)とともに、排水基準および構造基準等を定めなければならないこととされている(第9条等)。

規制手法は湖沼水質保全特別措置法と同様であり、畜産については、下表のとおり、施設の内容等に関する届出のほか、水濁法の特定施設に指定される畜産施設で日平均排水量が50m³以上のものは特定排水基準を、また50m³未満のものは構造基準を遵守する必要がある。

なお、特定排水基準については、環境庁長官が定めているトリハロメタン生成能1.3～5.2mg/リットルの範囲内で都道府県知事が定めることとされているが、上記のとおり、これまでのところ指定された地域がないことから、現在はこれらの適用は受けていない。

条 件	規 制 内 容
豚房 面積 50m ² 以上 牛房 面積200m ² 以上 馬房 面積500m ² 以上 日平均排水量が50m ³ 以上の施設	①施設の内容等に関する届出 ②排水基準の遵守義務 (排水基準:トリハロメタン生成能1.3～5.2mg/リットル)
上記に同じ 日平均排水量が50m ³ 未満の施設	①施設の内容等に関する届出 ②構造基準の遵守

(注)トリハロメタン生成能とはトリハロメタンの原因物質による水の汚染状態を表すもので、一定の条件下でその水がもつトリハロメタンの潜在的な生成量をいう(測定方法は環境庁通知により示されている)。